

はじめに

農業の規模拡大や法人化、多様化に伴い、経営を支える基幹的労働者に加えて、パート・アルバイト労働者や外国人材、農業の未経験者など、多くの雇用労働力を必要とする経営が増加しています。これら従業員の労務管理は一般企業並み、あるいはそれ以上に複雑化しており、農業の特性に配慮しつつ、それぞれの経営体に合わせた合理的な労務管理を行うとともに、透明性のある賃金制度や人事評価制度を構築することが求められています。

本シリーズは、平成21年3月に前シリーズ（「農の雇用」はじめてシリーズ）を刊行後、25年5月に名称変更して以降版を重ね、全国の農業経営者に広く受け入れられてきました。

「初めての従業員採用」では、正社員と非正社員の区分をはじめ募集方法や面接、労働契約を締結する際の注意点に至るまで、従業員の採用に必要な基礎的な事項を網羅し、初めて採用する経営者にとっても分かりやすい内容となっています。

今回の改訂では、非正社員に「外国人材（外国人技能実習生、特定技能外国人）」を追加。新たに「面接チェックリスト」を示し、「雇用契約書の記載例」を更新するなどさらに使いやすい冊子としております。

筆者は、（一社）全国農業会議所、（公社）日本農業法人協会の顧問社労士などとして、また、全国各地で研修会の講師として活躍される農林漁業分野の社会保険労務士の第一人者です。

本冊子が、優秀な人材の採用や育成、合理的な労務管理を行おうとする農業経営者の手引き書として広くご活用頂ければ幸いです。

令和3年2月

一般社団法人 全国農業会議所

1. 従業員採用のポイント	5	5. 面接	12
2. 正社員と非正社員	5	(1) 面接の準備	12
(1) 正社員	5	(2) 採用面接のときにしてはいけない質問事項	12
(2) 非正社員	5	(3) 職歴照会は可能か	12
①パートタイム労働者	5	6. 労働契約を締結する際の注意点	13
②アルバイト	6	(1) 労働条件の原則	13
③契約社員	6	(2) 他産業並みの労働時間	14
④嘱託社員	6	(3) 地域別最低賃金額の遵守	14
⑤派遣社員	6	(4) 労働契約の契約期間	14
⑥研修生	6	(5) 試用期間	14
⑦外国人材（外国人技能実習生、特定技能外国人）	6	(6) 雇用契約書	15
3. 募集方法	7	7. 有期雇用のパートタイム労働者等を雇用する際に留意すること	16
(1) ハローワークでの募集	7	(1) 契約更新の有無・判断基準の明示	16
(2) 縁故による採用	8	①有期労働契約の上限は原則3年	16
(3) 高校、専門学校、大学への正規の求人	8	②有期労働契約の更新等	16
(4) 農業関係団体やイベントの利用	8	③契約時に明示する	16
①新規就農相談センター	8	④差別的待遇の禁止・労働条件の明示・説明義務	17
②iju info	8	(2) 労働・社会保険の適用	17
③新・農業人フェア	9	(3) 更新時や雇止めをする際の注意点	18
(5) インターネットでの求人	9	①契約期間についての配慮	18
(6) 折り込みチラシによる募集	9	②雇止めの予告	18
(7) 求人専門サイトによる募集	9	③雇止めの理由の明示	18
4. 求人広告に載せる会社情報	10	④無期労働契約への転換（労働契約法第18条）	18
(1) 自社プロフィール、自社の概要、事業内容	10	面接チェックリスト	20
(2) 給与と労働時間	10	雇用契約書（例①／正社員：労働に繁閑があるケース）	21
(3) 今回募集する職務と資格～どんな人が欲しいのか具体的に書くこと	10	雇用契約書（例②／正社員：労働に繁閑がないケース）	22
(4) 待遇	11	雇用契約書（例③／非正社員：パートタイム労働者）	23
(5) 休日・労働時間	11		
(6) インセンティブ	11		
(7) 「求人情報の記載」のポイント	11		

1 従業員採用のポイント

- ① 従業員を採用する場合に、まず、正社員として採用するのか、あるいは非正社員として採用するかを検討します。
- ② 就職先に農業を希望する人は、目的意識の高い人も多いため、事業の方向性にあった人材を採用することがポイントです。
- ③ 経営者は人を採用するための基本的知識である、従業員のタイプ（種類）、募集方法や面接のしかたなどを理解しておく必要があります。

2 正社員と非正社員

正社員と非正社員の法的な定義はありませんが、一般的に、正社員とは「期間の定めのない労働契約を締結している労働者」をいい、非正社員とは「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）を締結している労働者」をいいます。トラブルを防止するためにも自社内の雇用形態の区分を整理して、その地位・定義・処遇等を明確化しておくことが重要です。

(1) 正社員

いわゆる正社員とは、上で述べたとおり「期間の定めのない労働契約を締結している労働者」をいいます。一般的には長期雇用を前提に社員教育と人事異動を通してキャリアを形成させていく労働者です。

(2) 非正社員

非正社員は、正社員の定義とは反対に「期間の定めのある労働契約を締結している労働者」であり、次に挙げるようにさまざまな雇用形態があります。

① パートタイム労働者

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象となるパートタイム労働者の定義は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。雇用目的が雇用量の弾力調整の活用（いわゆる雇用の調整弁）にあり、家事・育児等の私生活と調和をとった簡易雇用であり、通常、家計補助的な立場を前提とした雇用期間を定めた短時間労働者をいいます。

農業の現場では、実態として「期間の定めのない労働契約を締結」しているパー